

岩石採取計画認可書

住 所 鳥栖市蔵上町587番地の1
氏名又は名称 株式会社 篠原建設 篠原隆行

令和1年10月30日付けで申請の岩石取計画については、採石法（昭和25年法律第291号）第33条の規定に基づき、次のとおり認可する。

令和元年(2019年)12月3日

佐賀県知事 山口 祥義



記

- 採石業者
(1) 住 所 鳥栖市蔵上町587番地の1
(2) 氏名又は名称 株式会社 篠原建設 篠原隆行
(3) 登録番号 佐賀県採石登録第615号
- 事務所
(1) 事務所所在地 鳥栖市蔵上町587番地の1
(2) 名 称 株式会社 篠原建設
- 岩石採取場
(1) 業務管理者 古村克則
(2) 区 域 鳥栖市神辺町字都谷1151番1 外12筆
(3) 面 積 19,781.64㎡（うち採取面積15,075.12㎡）
- 採取する岩石の種類及び数量
(1) 種 類 花崗岩（真砂土）
(2) 数 量 93,231トン
- 認可の期間 令和元年12月21日から令和3年12月20日まで
- 認可の条件
(1) 認可区域を明確にするため境界表示杭を設置し、紛失等がないよう維持管理すること。
(2) 土砂及び汚濁水流出防止のため、排水路及び沈殿池は浚渫を実施し、適切に管理すること。
(3) 採掘に当たっては、後退式階段採掘法を実施し、崩落等が起きないように十分に注意すること。
(4) 認可期間中であっても防災上必要と認められるときは、採取計画の変更又は緊急措置として岩石採取の停止を命じることがある。

(教示)

この処分に不服があるときは、採石法第39条第1項の規定により、この処分のあったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、公害等調整委員会に裁定の申請をすることができます。

また、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定に基づく処分の取消しの訴えは、この処分のあったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、佐賀県知事を被告として、提起しなければなりません（なお、処分あったことを知った日から6か月以内であっても、処分の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、裁定の申請をした場合には、その裁定の送達を受けた日から6か月以内（送達を受けた日の翌日から起算します。）に提起しなければなりません。